

## 企業版ふるさとあげお応援寄附募集支援業務 実施要領

- 1 業務名称 企業版ふるさとあげお応援寄附募集支援業務
- 2 業務目的 上尾市が行う地方創生事業に対し、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）を発掘し、働きかけを行うことで、寄附の獲得を目指すもの。
- 3 業務概要 別紙特記仕様書のとおり
- 4 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- 5 委託金額の算定方法等  
委託金額の算定は、成果報酬型によるものとし、見積書（様式1）に寄附金額あたりの受注料率を示すこと。なお、受注料率は、10%以内（消費税別）とする。
- 6 応募資格  
本手続きに応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 本業務の他自治体から受注実績があること
  - (2) 上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登載された者
  - (3) 公募期間において、次のいずれにも該当しないこと
    - ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
    - ②上尾市契約規則第15条（第29条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
    - ③営業に必要な登録、免許又は許可を受けていない者（営業に関し許可等を要する場合に限る。）
    - ④虚偽申請等を理由として上尾市物品等競争入札参加資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
    - ⑤暴力団員がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
    - ⑥法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者
    - ⑦会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法に基づく更生手続開始の決定がされているときを除く。）
    - ⑧民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けたときを含み、同法に基づく再生手続開始の決定がされているときを除く。）

## 7 公募の方法

令和6年7月18日（木）から令和6年7月29日（月）までの間、市ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

## 8 実施スケジュール

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 質問書提出期限     | 令和6年7月23日（火）午後5時まで |
| (2) 質問に対する回答の公表 | 令和6年7月24日（火）午後5時まで |
| (3) 見積書等提出期限    | 令和6年7月29日（月）午後5時まで |
| (4) 審査結果の通知     | 令和6年7月31日（水）       |
| (5) 契約の締結及び業務開始 | 令和6年8月1日（木）        |

## 9 質問書の提出

本実施要領及び別紙特記仕様書等に関する質問があるときは、8（1）に示す期限までに質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式4）
- (2) 提出先 上尾市 行政経営部 行政経営課
- (3) 提出方法 電子メールとする（[s50700@city.ageo.lg.jp](mailto:s50700@city.ageo.lg.jp)）。  
電子メールの件名は、「【事業2061】質問書の提出について」とすること。
- (4) 回答 8（2）に示す期限までに全質問に対する回答を市ホームページに掲載する。

## 10 契約者選定にあたっての提出書類等

### (1) 提出書類

No.	書類名称	提出部数
①	見積書（様式1） ※寄附金額あたりの受注料率（%）を記載すること。	1部
②	会社概要（様式2）	1部
③	関連業務実績調書（様式3）	1部

### (2) 提出方法

持参または郵送とし、8（3）に示す提出期限必着とする。

### (3) 提出先

【郵送の場合】〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号  
上尾市 行政経営部 行政経営課（担当：志村）

【持参の場合】〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号  
上尾市役所（本庁舎）3階 行政経営部行政経営課

### (4) 提出書類等の取り扱い

提出された書類等は返却しない。

#### 1 1 選定方法及び結果の通知

提出書類にて審査の上、委託事業者を選定する。(選定数に制限なし。)

なお、選定の結果については、令和6年7月31日(水)に応募者へ通知する。

#### 1 2 契約について

(1) 選定の結果、決定したすべての事業者と、上尾市契約規則の規定により業務委託契約を締結する。

(2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。

#### 1 3 その他

(1) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、上尾市情報公開条例(平成11年12月28日条例第30号)に基づき、開示する場合がある。

(3) 業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

#### 1 4 問い合わせ先

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

上尾市 行政経営部 行政経営課 (担当: 志村)

電話: 048-775-3963 (直通)

FAX: 048-776-8873

電子メール: [s50700@city.ageo.lg.jp](mailto:s50700@city.ageo.lg.jp)